

# 国立大学法人東京海洋大学保有個人情報の電磁的記録についての開示方法要項

平成17年 3月 8日

海洋大規第 271号

改正 平成29年 5月18日 海洋大規第 176号

改正 令和 4年 3月30日 海洋大規第 44号

改正 令和 8年 3月19日 海洋大規第 45号

## (趣旨)

第1 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第87条及び国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則(平成17年海洋大規第268号)第33条に基づき、国立大学法人東京海洋大学(以下「法人」という。)が電磁的記録に記録されている保有個人情報を開示する場合の実施方法については、この要項の定めるところによる。

## (電磁的記録の開示方法)

第2 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

### 一 録音テープ又は録音ディスク

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合するものに限る。)に複写したものの交付

### 二 ビデオテープ又はビデオディスク

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合するものに限る。)に複写したものの交付

三 電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。)次に掲げる方法であって、法人がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴のように供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ニ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

四 電磁的記録(前号二又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であって、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6130(DDS-3)に適合するものに限る。)に複写したものの交付

## (雑則)

第3 この要項に定めるもののほか、保有個人情報の開示の実施に関し必要な事項は、法人が別に定める。

## 附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成29年海洋大規第176号)

この要項は、平成29年5月30日から施行する。

**附 則**（令和4年海洋大規第44号）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和8年海洋大規第45号）

この要項は、令和8年4月1日から施行する。